

行政区とは

行政区とは、 円滑 な行政 常勤特別職の公務員です。 ついて市長が委嘱している非 区長」とは、 市の規則に基

混同されている場合がありま 活動をしている「自治会長」と かし、地域でさまざまな

区長とは

区長の職務は主に4つありま 円滑な運営を行っています。 に区長を委嘱し、 でいます。 125に分け、 市 は、 それぞれの行政区 住 、行政区と呼ん所別に区域を 所 行政事務の

災害時に協力すること ④地域の防災組織との連絡や を区域住民に伝えること ③行政関係諸団体からの情報 などを行政に取り次ぐこと ②区域住民からの相談や要望 を各世帯に届けること ①広報きたかみなどの印刷物

※ 区 city.kitakami.iwate.jp. ムページ(http://www 協力をいただいています。 政に関するさまざまなことに docs/2014053002957/)で こ覧いただけます そのほか、必要に応じて行 長の名簿は市のホー

> \bigcirc ミュニティに配慮して設置し ※行政区で分けているもの… 決まっています。 よって、 ています。お住まいの場所に 市民の生活利便と既存のコ 範囲で区切っているもので、 藤根○区など、 黒沢尻○区、 江釣子

自治会長と区長の違い

域もあります。 ています。また、自治会を班 ど、さまざまな名称で呼ばれ に分けて班長を置いている地 「区会」「町内会」「集落会」な

民の活動しやすい範囲で形成区域ですが、自治会は地域住 行政区は市が設置している

小中学校の学区、 健康診断の区分けなど。 選挙の投票

自治会は、地域によって

サービスを行うために一定の 存在する地域もあります。 行政区の中に複数の自治会 る訳ではありません。一つの されてきたため、

ありません。 規則で定めているものであ 会の規約で決められてい の役割などはそれぞれの自治 者が自治会長です。自治会長 相互の協力・親睦のために任 ぞれ役割が異なります。 ている組織であり、その代表 意でつくられ自治活動を行っ 「自治会長」と「区長」はそれ 地域を代表する立場で それぞれの地域で住民 方、区長の役割は市 自治 ま

はどのカタチでしょうか。 区と自治会の範囲の違いを表 したものです。皆さんの地 左の図は、 地域による行政

北上市の行政区と自治会のカタチ

自治会は、地域によって範囲が異なったり、活動が分かれるなどさまざまな形態があります。

○カタチ1

行政区と自治会の範囲が同

行政区 Ш 自治会

○カタチ2

行政区内に自治会が複数ある

行政区 A自治会 B自治会

平成29年1月27日

区長という業務でたくさんの人と交流



黒岩 3 区長 金田一 智さん

区長を務めてまもなく2期(4年)になります。

会議や広報紙の配布など 仕事が多く大変な面もあり ますが、さまざまな行事に 参加する機会があり、いろ な地域の人との出会い や交流ができることをとて も嬉しく感じています。

次に区長になる人が少し でも楽になるように業務改 善に努めています。

一定のルールに従って お寄せください



~意見・要望の窓口について~

区長には、行政区内のさまざまな困りごとなどの相談が寄せられます。区長はその内容によって市や地域づくり組織(※1)へ取り次いでいますが、相談が集中することにより区長の負担が増すほか、取り次ぎに時間がかかることで市の対応が遅くなる恐れがあります。

市に対しての意見や要望は、内容により受付窓口が 異なります。下の図は、その例を表したものです。窓 口を選んで相談していただくことにより、市の対応が スムーズに進みやすくなるだけでなく、区長の負担軽 減にもつながります。皆さんのご協力をお願いしま す。



用語説明

※1地域づくり組織…住民により 設置され、地域を代表して地域づくりに取り組む組織。市内の16地区 (黒沢尻北・黒沢尻東・黒沢尻西・ 立花・飯豊・二子・更木・黒岩・口 内・稲瀬・相去・鬼柳・江釣子・和 賀・岩崎・藤根)に一つずつある。 市は、地域づくり組織をまちづくり のパートナーと位置付けている。

※2地域除排雪制度…地域の自主的な活動として市道での除排雪作業を行う場合に、報償費を支払うもの。 毎年申し込み時期が決まっており(本年度の受付は終了)、あらかじめ作業者名の届け出が必要。

【担当:道路環境課】

※3地域計画…16地区の地域づくり 組織がそれぞれ策定している10年ご との計画。地域課題を解決するため の理念、基本方針や実施する事業を 取りまとめたもの。市の総合計画に 盛り込まれており、市は地域の計画 (要望)として、最も尊重している。

A 市への問い合わせ、危険・緊 急ですぐに対応が必要なもの

市から届いた通知の内容が分からない、倒木があるなどは直接市役所へお越しいただくか、電話・電子メール(市のホームページのお問い合わせフォームへ)や投書(市役所本庁舎1階市民ロビーの投書箱へ)でお問い合わせください。

<要望の例>

市に相談したいことがある、市から届いた通知の内容が分からない、道路に穴がある、クマが出た、倒木がある

B 取り次いでほしい相談・要望 など

区長に地区住民からの相談や要望が寄せられた場合は、内容によって届け先を 振り分け、市へ取り次ぎます。

<要望の例>

市の相談窓口が分からない、要望を担当 課に取り次いでほしい、ごみ集積所を設 置・廃止・移動したい



C 自治会などで検討が必要なも の

自治会の活動に関連する市への要望は、 お住まいの地域の自治会へお寄せください。

<要望の例>

自治会が管理する街路灯をLED化したい、地域除雪に取り組みたい、自治公民館を修理したい

*地域除排雪制度(※2)を活用する場合は、作業を行おうとする範囲で団体でも個人でも申請できます。

D 地域づくり組織での意見調整 が必要なもの

道路整備やカーブミラー設置などの要望については、地域づくり組織(自治協)へお寄せください。例のような要望は、地域づくり組織で意見調整を図る必要があります。道路整備については、地域づくり組織が策定している地域計画(※3)に盛り込まれています。

<要望の例>

道路を拡幅してほしい、信号機や横断歩道・カーブミラー・道路標識などを設置してほしい、地域づくりに必要な施設がほしい、交流センターを建て替えてほしい